

R7.3 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）主な改定内容

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和7年3月改訂）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00003.html

○令和6年度介護報酬改訂内容の反映

1 在宅における「身体的拘束等に対する考え方」について追加（第Ⅰ章）

・令和6年度の介護報酬改定に伴う基準省令改正にて、これまで規定のなかった訪問・通所系サービスにも、身体的拘束等の原則禁止規定と記録の義務付けをしたことにより、施設・在宅問わず、全ての介護サービス事業者において、身体的拘束等は原則禁止であることを明記

・施設系・居住系に加え短期入所系・多機能系サービスにも身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け、減算を導入したことを明記

・緊急やむを得ない場合の適正な手続きについて明記

2 「養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務」を改訂（第Ⅰ章）

・高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化の措置等、虐待防止・身体的拘束等の防止・廃止の取組の必要性について明記

○「性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動」が心理的虐待に該当することを明記（第Ⅰ章）

R7.3「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）主な改定内容②

○「施設所在地と養護者の住所地が異なる場合」の例示の追加（第Ⅱ章）

・施設入所者に対する養護者による経済的虐待への対応の場合の例として、介護保険の保険者である市町村が成年後見制度の市町村申立てを行うことから、高齢者の居住実態（施設の所在地）のある市町村と協議の上、保険者である市町村が虐待対応を行うことにする事案を明示

○高齢者虐待防止法第13条に基づいた面会制限に関する裁判例を踏まえた手続きにおける留意点の追加（第Ⅱ章）

・高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限の決定は行政処分に該当することから、行政手続法に従った対応が必要であることを明記

○自治体の施設・事業所に対する「指導に沿った改善計画例」の拡充（第Ⅲ章）

○公務員が職務を行うことにより犯罪があると思料するときの告発義務（刑事訴訟法第239条第2項）について明記（第Ⅲ章）

○「有料老人ホーム指導監督の手引き（2訂版）」及び設置運営標準指導指針の改訂内容の反映（第Ⅲ章）